

2 人権をめぐる動き

(1) 世界(国連)の動き

20世紀に二度にわたる世界大戦の惨禍を経験して、世界平和と安全の確保は世界の共通の願いとなり、1945（昭和20）年に国際連合が設立されました。

「国連憲章」では、「基本的人権と人間の尊厳及び価値と男女及び大小各国の同権とに関する信念をあらためて確認」した上で、第一条に「国際社会の平和及び安全を維持すること」を目的として明記しています。

さらに、第3回国連総会（1948（昭和23）年12月10日）で、「世界人権宣言」を採択しました。前文において、「加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約」し、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」としました。

第一条では、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。」と規定しています。

この世界人権宣言の精神を実現するために、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」、「国際人権規約」、「難民の地位に関する条約」「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、「児童の権利に関する条約」等の個別の人権保障のための条約が採択され、その数は現在31にのぼっています。

こうした条約の採択による取組だけでなく、国際年の設定や国連特別総会等による取組も行われてきました。

国際婦人年（1975年）や「国連婦人の10年」（1976～1985年）は、女性の地位向上への取組を世界規模の動きとし、さらに、「第4回世界女性会議」（1995年）や国連特別総会「女性2000年会議」は、女性問題を人権問題として明確に位置づけ、人権問題としての取組が一層強化されました。また、国際障害者年（1982年）や「国連障害者の10年」（1983～1992年）は、障害者の社会への完全参加と平等の確保を呼びかけ、ノーマライゼーションの理念の普及に努めてきました。

さらに、国際先住民年（1993年）を契機に先住民を巡る議論が活発化し、国際高齢者年（1999年）では、高齢者の人権についての認識が深められてきました。

このような様々な取組にも関わらず、東西冷戦構造の崩壊後も、人種、民族、宗教の対立あるいは政治的背景や経済的背景に起因する地域紛争や局地的戦争、テロや迫害等の人権侵害事件は跡を断たない状態が続いています。

このような厳しい国際社会の諸問題を受けて、1993（平成5）年、ウィーンにおける世界人権会議で「ウィーン宣言及び行動計画」を採択しました。この会議では、これまでの人権教育の潮流を再認識し、女性、子ども、高齢者、少数者、難民、先住民、極貧の人々、HIV感染者あるいはエイズ患者、並びに他の社会的弱者の人権の強化を強調し、そのための実効あ

る行動として人権教育の展開を示しました。

これを受けて、1994（平成6）年の第49回国連総会では、1995（平成7）年から2004（平成16）年までの10年を「人権教育のための国連10年」とする決議が採択され、世界各国において「人権教育」を積極的に推進するよう「人権教育のための国連10年行動計画」が示されました。

さらに、人権教育を積極的に推進することを目的に「人権教育のための世界プログラム」が採択され、初等教育及び中等教育における人権教育を重点とした行動計画（2005～2009年）が示されました。

（2）国の動向

1947（昭和22）年に制定された日本国憲法は、基本的人権の尊重を大きな柱とし、侵すことのできないものであると保障しています。言い換えますと、我が国の憲法は、我が国の人権宣言であるとも言えます。

その後、教育基本法や障害者基本法等の各種法律によって、基本的人権の擁護が実行に移されてきました。

また、「国際人権規約」、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、「児童の権利に関する条約」等を批准し、国際的人権擁護の潮流に沿う方向で人権施策の充実及び普及が図られてきました。

「人権教育のための国連10年」の取組では、内閣総理大臣を本部長とする「人権教育のための国連10年推進本部」が設置され、『人権教育のための国連10年』国内行動計画を、1997（平成9）年7月に策定しました。

この国内行動計画は、新しい概念である「人権という普遍的文化」の構築を目指し、そのためには、学校、社会、企業等あらゆる場を通じて人権教育を展開すること、そして、あらゆる人をその対象とすること、特に公務員、教員、警察官等の「特定職業従事者」に対しては取組を強化する旨が明記されました。さらに、重要課題への対応をあげ、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者等、刑を終えて出所した人が例示されました。

また、同和問題に関しては、総務庁の審議会である地域改善対策協議会が、1996（平成8）年5月に「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について」と題する意見具申を行いました。

冒頭に、各地で地域紛争が多発して多くの犠牲者が出ていることに触れ「紛争の背景は一概には言えないが、人種や民族間の対立や偏見、そして差別の存在が大きな原因の一つであると思われる。こうした中で、人類は、『平和のないところに人権は存在し得ない』、『人権のないところに平和は存在し得ない』という大きな教訓を得た。」と述べて、「21世紀は『人権の世紀』と呼んでいます。

特別対策による地域改善対策事業は、1997（平成9）年3月をもって終了するという基本姿勢を示した後、今後の対策については、「差別意識の解消に向けた教育及び啓発の推

進」及び「人権侵害による被害の救済等の対応の充実強化」に焦点を絞り、同和問題から広く人権問題への発展を方向づけました。

また、高齢社会対策基本法（1995年）をはじめ、アイヌの文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律（1997年）、男女共同参画社会基本法（1999年）、児童虐待の防止等に関する法律（2000年）、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（2001年）など、人権の視点から種々の法律が策定されました。

さらに、人権擁護に関する施策の推進について、国の責務を明らかにするとともに、必要な体制を整備し、もって人権の擁護に資することを目的とした「人権擁護施策推進法」が、1997（平成9）年3月から5年の限時法として施行されました。

この法律に基づき、「人権擁護推進審議会」が設置され、「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項」及び「人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項」について審議され、前者は、1999（平成11）年7月に、後者は、2001（平成13）年5月にそれぞれ答申がありました。

2000（平成12）年12月、人権の擁護に資することを目的として「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、2002（平成14）年3月には「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。

その後、プロバイダ責任制限法（2002年）、ホームレスの自立支援等に関する特別措置法（2002年）、犯罪被害者等基本法（2005年）、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律（2006年）、ハンセン病問題の解決に関する法律（2009年）など、人権に関わる法律が策定されました。

2013（平成23）年4月には、「人権教育・啓発に関する基本計画」の人権課題として「北朝鮮当局による拉致問題等」の取組が追加されました。

また、不当な差別や虐待で人権侵害を受けた被害者の救済については、急務の課題になっており、国において新しい人権救済制度に関する検討が行われています。

（3）埼玉県における取組

埼玉県では、埼玉県長期ビジョンや埼玉県新5か年計画において、「人権尊重の社会づくり」を目指して、同和問題の解決をはじめ、差別のない明るい社会を実現するための「差別を許さない県民運動」の推進、社会全体で子育てを支援する環境づくりを図るための「子どもの人権を尊重する社会づくり」の推進等、様々な施策を推進してきました。

さらに、男女共同参画に関する苦情処理制度を盛り込んだ男女共同参画推進条例の制定、高齢者の権利擁護等を定めた「埼玉県高齢者保健福祉計画（彩の国ゴールドプラン21）」やバリアフリー社会を目指した「彩の国障害者プラン」の策定等、新たな条例や計画を策定してまいりました。

しかしながら、様々な偏見や差別、児童等に対する虐待などの人権問題が跡を絶たず、国

際化、少子・高齢化、技術革新など時代環境の変化の急速な進展に伴い、人権問題は多様化、複雑化するとともに、プライバシーをめぐる問題など新たな人権課題が生じています。

そこで、2001（平成13）年4月、庁内に「埼玉県人権政策推進会議」を設置し、全庁あげて「人権尊重」の視点を基本においた行政運営に取り組んでまいりました。

さらに、県が取り組むべき人権課題や施策展開の方向性などを明らかにした人権施策の基本的な指針である「埼玉県人権施策推進指針」を2002（平成14）年3月に策定し、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現をめざして、人権教育、人権啓発を総合的に取り組んできました。

また、総合的人権施策を推進する視点から2004（平成16）年4月に人権推進課を設置し、さらに2006（平成18）年5月に民間団体等との連携による「人権尊重社会をめざす県民運動推進協議会」が設置され、人権啓発活動を進めています。

そして、2010（平成22）年11月に、「人権に関する意識調査」を実施、2011（平成23）年3月に調査結果（P76）を公表しております。